



契約書面等の電磁的交付が可能になりました

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、エステサービスなど、トラブルになりがちな特定の取引では、特定商取引法で契約書面等の交付義務が定められています。令和5年6月1日から、契約書面等の電磁的交付（データで交付）が可能になりました。

【電磁的交付とは】

メールにファイルを添付して送信する、専用サイトからダウンロードする、DVDやUSBに記録して渡す等の方法。

【紙の書面か電磁書面かを選ぶのは消費者】

- ▶消費者は、従来通り紙の書面を希望することができます。
- ▶電磁的交付を希望しない消費者に対して、事業者が電磁的交付を勧めることは禁止されています。

【電磁的交付を行う場合のルール】

- ▶事業者は、消費者に必要事項を分かりやすく説明し、消費者の事前の承諾を得て、電磁的交付の前に承諾の証明書を紙で交付しなければならない等、非常に詳細な手順とルールが定められています。

【アドバイス】

- ▶契約書などのデータを受信したら必ずすぐに確認し、紙の書面と同様にすべてに目を通しましょう。
- ▶消費者のパソコンやスマホ等にデータを受信した日がクーリング・オフの起算日になります。ただし、事業者の一つでもルール違反があれば、契約書面等を交付したことにならないため、クーリング・オフ期間は進行しません。
- ▶受信データは少なくとも5年間、いつでも読めて、必要なら紙に印刷できる状態で保存しましょう。バックアップもとりましょう。
- ▶家族などにもデータを送信してもらうように希望できます。

受信したデータが消えてしまったり、保存場所を忘れる可能性もあります。少しでも不安があるときは、電磁的交付をきっぱりと断りましょう。分からないことやトラブルがあれば、早めに消費生活センターにご相談ください。